

# お知らせ

## 情報公開制度の運用状況

問総務課

☎(57) 4 1 1 4

平成29年10月から平成30年3月までの情報公開制度の運用状況は次のとおりです。

この制度は、町政に対する理解と信頼を深め、町政への町民参加を促進し、公正で開かれた町政を実現するために町が保有する情報を請求に応じて公開するものです。

※情報公開については、町ホームページをご覧ください。

### 1. 公開請求の件数及び処理状況

	公文書不存在件数	非公開件数	公開件数		請求件数	
			部分公開件数	全部公開件数	前回の集計期間内の請求分で繰り越した件数	今回の集計期間内の請求分
未決定件数	5	0	5	10	3	11

※未決定件数とは、今回の集計期間に公開決定等を繰り越した件数をいいます。

※一件の請求に対し、複数の決定等が為される場合があるため、請求件数と処理件数は必ずしも一致しません。

### 2. 審査請求の状況

審査中	取下げ	裁決済				前回の集計期間内からの繰り越し件数	今回の集計期間内の審査請求件数
		却下	棄却	一部認容	認容		
1	0	0	0	0	0	1	0



## 特殊詐欺対策電話機等の購入費を支援します！

問総務課

☎(57) 4 1 2 8

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金について

特殊詐欺対策機能を備えた固定電話機等を購入した場合に補助金を交付します。

補助の対象となる方

- ・本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者、又はその者の属する世帯の世帯員。
- ・世帯全員の町税等に滞納がないこと。
- ・特殊詐欺対策電話機等を購入していること。

※ただし、補助金の交付は1世帯1台で1回限りとなります。

補助金額

購入費の2分の1以内（100円未満切捨て）、上限5千円

補助金の申請

- (1) 補助金申請書（役場の総務課窓口にあります。）
- (2) 領収書（品名、品番、購入者氏名等が記載され、販売者の領収印が押印されているもの）、又はその写し
- (3) 購入した機器の機能が確認で

- きる書類（カタログ又は説明書の写し等）
- (4) 印鑑
- (5) 銀行等の口座番号がわかるもの（通帳等）

特殊詐欺対策電話機等とは

特殊詐欺の被害を防止するために、次に掲げる機能のいずれかを有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいう。

- ・自動で着信の相手方に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能
- ・警察又は地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報が自動で登録し、かつ、その登録された電話番号からの着信を自動で拒否できる機能

※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

